



VOL.110

トクちゃん新聞

9月号

22日移転します！



平成28年9月7日発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

◆10周年 地元凱旋ライブ

担当: 徳野



先日、神奈川県海老名市で行われました「いきものがかり10周年記念野外ライブ」に家族4人で行って来ました。ずっと雨が降っていて正直つらいものもありましたが、4人とも心に残るライブとなったことは間違いありません。



4日間で10万人を動員。海老名市長が開会の挨拶をしたり地元スタッフが会場整備をしたりと**地域あげて**の大イベントでした。**地元経済への波及効果はものすごい**ものがあるでしょうね。10万人動員は別にして、「〇周年記念行事」はよいですね。準備はタイヘンだと思いますが、やる価値はあると思います。

この秋、あるお客様が**創業88周年のイベント**をされます。**OB社員**やご家族も招いてのイベントです。社外の取引先様だけではなく**地域の方やOBの方々の貢献やご理解**についても光をあてるイベントもよいですね。退職後も大事にもらえる会社って素敵だと思います。みなさんの会社も〇周年記念イベント、何かしませんか？



◆「さあ、才能に目覚めよう」5つの強みを見出して、活かす方法～本の紹介～

担当: 小林



経営学者のピーター・ドラッカーは、「経営者の条件」という本の中で、『**何事かを成し遂げるのは、強みによってである。弱みによって、何かを行うことはできない。できないことによって、何かを行うことなど、到底できない。**』とっています。

とはいえ、なかなか自分自身では、強みが何かに気づくことは、難しいです。その強みの見つけ方ですが、今回ご紹介する『**さあ、才能に目覚めよう**』という本で、簡単に自分でも**気づかなかった隠れた能力**を見つけることができます。まず、ホームページにアクセスし、購入した本のカバーの裏側のID番号を入力して、質問に回答していくと、自分の5つの強みが、わかります。

本書には、自分だけでなく、個々の従業員の資質をどうやって、活かされるかについても、書かれています。**『成果をあげるエグゼクティブは、人間の強みを生かす。彼らは弱みを中心に据えてはならないことを知っている。成果を上げるには、利用できるかぎりの強み、すなわち同僚の強み、上司の強み、自分自身の強み、を使わなければならない。強みこそが機会である。強みを生かすことが、組織の特有の目的である。』**(ピーター・ドラッカー)

是非、個人と組織全体の強みの確認とその発揮にご活用ください。

書名:『さあ、才能に目覚めよう』 著者: マーカス・バックingham & ドナルド・O・クリフトン 出版社: 日本経済新聞出版社

◆配偶者控除見直し!?

担当: 北岡



先日自民党税制調査会長が**配偶者控除制度**(控除対象配偶者がいれば所得から38万円控除)を見直す方針を示しました。

配偶者控除制度ができ50年強が経った現在、日本の世帯構造はめまぐるしく変化しております。

専業主婦の世帯は昭和55年の1,114万世帯から平成26年には720万世帯に減少し、夫婦ともに収入を得る**共働きの世帯**は同年614万世帯から1,077万世帯に増加しております。

また配偶者控除は**配偶者が年収103万を超えると適用されなくなる**ため「**103万円の壁**」として女性が働くことへの**心理的な障壁**になっております。

配偶者控除の見直しは専業主婦を優遇する政策の**歴史的な転換**となるかもしれませんが、専業主婦世帯も共働き世帯もどちらにもわけへだてのない税制になって欲しいものです。

また税制改革のみではあまり効果がないと考えられますので、アベノミクス推進の柱に位置づけられている**労働政策の改革と一体的な税制改革**を実行し大きな経済効果を生んでくれればと願っております。

平成29年税制改正要望でどうなるのか注視していきたいと思ひます。



◆ 税務スケジュール(9月)

担当:北川



9月12日(月)

- ・8月分 源泉所得税の納付
- ・8月分 住民税の納付(特別徴収)

9月30日(金)

- ・7月決算法人 確定申告
- ・1月決算法人 中間(予定)申告
- ・10月 1月 4月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・8月分社会保険料

◆ 標準報酬決定通知書

7月に提出した算定基礎届の決定通知書がそろそろ届くころです。決定通知書により、標準月額の変更が必要になる場合がございますので、ご確認をお願いいたします。**9月分保険料(10月納付分)より変更**になります。

◆ 厚生年金保険料率の変更

9月分(10月納付分)より、厚生年金保険料率が変わります。0.354%引き上げられ、**18.182%**になります。(労使折半で**9.091%**ずつ負担)

◆ 弥生給与におけるマイナンバー管理

担当:岡村



年末調整時期が近づいてきましたが、平成28年分の年末調整では従業員のマイナンバー登録が必要となります。弥生給与でのマイナンバー管理については以下の通りです。

- 【保管】・従業員ごとに個人番号の登録
- ・CSVインポート機能による一括登録
- 【利用】・必要な届出書への印字・出力
- 【削除・廃棄】・マイナンバー取引担当者により削除
- ・法定保存期間を超えた番号の削除通知
- 【安全措置】・アクセスログの取得・閲覧・CSV書き出し・データ暗号化 等

また、マイナンバーの管理のために弥生給与データのデータサイズが大きくなりました。

バックアップファイルもほとんどサイズが変わらないために、メール添付やMyKomonを利用してのデータ受け渡しが難しくなる場合がございます。是非、**弥生ドライブを導入していただき、弊社アカウントを共有**していただきますよう、お願いいたします。



◆ 優良申告法人

担当:池田



優良申告法人という制度があります。

一定額以上に税金を払って税務調査でも問題なければ表彰(表敬)される制度です。

優良申告法人として表彰された場合、原則5年後に税務調査の代わりに「**個別指導**」が行なわれます。

そして個別指導の4年後に税務調査に来て問題なければ再度**優良申告法人**として表彰されます。

つまり9年単位の見直しなので一度表彰されると問題なければ9年間継続します。

優良申告法人として表彰されるためには、過去の申告状況による**机上審査**と**当期税務調査基準**の2段階の基準を満たす必要があります。

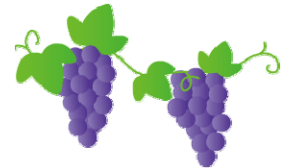
<机上審査>

- ①法人税等について、一定額以上の所得額、納税額である
- ②青色申告、期限内申告、滞納なし、eTAXを利用している
- ③法人税について、10年以内の調査で不正がなく申告漏れが僅かである、等

<主な当期調査基準>

- ①法人税、消費税、源泉所得税等について申告漏れの割合や修正申告額が一定の割合、金額以下である
- ②帳簿書類等の適切な保存と管理
- ③経理組織の整備
- ④公私混同がなく、代表者に不明瞭な金融取引がない
- ⑤関連会社も適正な申告納税を履行
- ⑥税の啓発活動への取り組み、等

審査、調査基準等の詳細については弊社又は各担当者へご確認ください



◆ 孫はかわいい

担当:池田



今年の5月6日に初孫ができました。

娘が二人おりますが長女が無事出産いたしました。名前は「颯祐」(そうすけ)、男の子です。

生まれる前に諸先輩方や友人から「孫はむちゃくちゃかわいいぞー!」と言われておりましたが、「そら、かわいいんやろな〜」という感じでした。いざ生まれてみるとほんまにかわいいです。みんなが力説していたことがよくわかりました。娘たちには申し訳ないですが、自分の娘の時とは段違いです。

携帯電話の待受画面に載せていたのですが、仕事中に目に入ると緊張感と集中力がなくなるので待受けはやめました。曾祖父、曾祖母、妻、次女、そして私、これから池田家は孫に癒される生活が当分続きそうです。



◆ 今月のクイズ

担当:廣島



税務・会計で使用する用語には、読みにくいもの・普段の生活では出てこない言葉が多いです。さて、以下の用語は正しく読めそうですか?

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 粗利益
- ④ 棚卸資産



《答え》

①たいしやくたいしょうひょう

財務諸表(ざいむしょひょう)の一つ。英語でBalance sheet(バランスシート)というので、B/S(ピーエス)ということもあります。

②そんえきけいさんしょ

こちらも財務諸表の一つ。Profit and Loss Statementを略してP/L(ピーエル)ともいいます。

③あらりえき

売上から売上原価(うりあげげんか)を引いた利益のことです。売上総利益(うりあげそうりえき)ともいいます。

④たなおろしさん

商品や製品等、販売・加工する目的で保有する財(ざい)のことです。B/Sの流動資産(りゅうどうしさん)に表示します。

